

別表十二（十七）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が平成29年改正法附則第68条（特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正前の措置法第55条の3第3項から第6項まで（特定事業再編投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成29年改正法附則第83条（連結法人の特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正前の措置法第68条の43の3第3項若しくは第4項（特定事業再編投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「均等益金算入額4」は、次により記載します。

(1) 目標到達期間の月数（平成29年改正措置法令附則第20条（特定事業再編投資損失準備金に関する

経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正前の措置法令第32条の4第2項第1号（特定事業再編投資損失準備金）又は平成29年改正措置法令附則第27条（連結法人の特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正前の措置法令第39条の72の3第1項第1号（特定事業再編投資損失準備金）に規定する目標到達期間の月数をいいます。(2)において同じ。)が48未満である場合には、「48又は60」を消します。

(2) 目標到達期間の月数が48以上60未満である場合には、「36、」及び「又は60」を消します。

(3) (1)及び(2)の場合以外の場合には、「36、48又は」を消します。

(4) 分子の空欄には、当該事業年度の月数又は当該連結事業年度の月数を記載します。